

**令和6年度 引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が  
充てられる社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度与那国町一般会計予算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化分）は下記のとおりとなります。

## 記

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 20,485 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 309,167 千円

(単位：千円)

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財 源化分の市町 村交付金)	その他
社会 福祉 費	民生 福祉費	社会 福祉費	社会福祉総務費	145,430	9,448	0	1,200	9,636	125,146
			老人福祉費	9,170	0	0	525	609	8,036
	児童 福祉費	児童 福祉費	児童福祉総務費	8,333	0	0	0	553	7,780
			児童措置費	22,550	15,294	0	0	1,493	5,763
			保育園費	123,674	9,845	0	7,485	8,194	98,150
	生活 保護費	生活 保護費	生活保護総務費	10	0	0	0	0	10
合計				309,167	34,587	0	9,210	20,485	244,885